

介護処遇改善加算の具体的取り組みについて

1、 資質の向上として

- ① 実務者研修を受けるにあたり、介護福祉士国家試験の可否に関わらず、費用の全額を奨学金として貸し出し、1年以上の勤務で返済無し。
- ② 院外研修は、法人が認めたものであれば、勤務扱いとする。
- ③ 学会への参加推奨、演題発表の支援あり。学会参加は出張扱いとする。
- ④ 人事考課制度を導入し、条件をクリアする事で昇格や昇級の試験が受けられる。

2、労働環境・処遇改善として

- ① 新入職員について、介護ラダーの導入、指導者の支援がある。
- ② 介護職員腰痛対策として、利用者の移動用に2台リフトを設置
- ③ 子育て支援として、育児休暇制度、復帰後の時短制度。
- ④ 小集団活動及び、委員会活動を通じて業務改善や職場環境の改善を実施。
- ⑤ 事故対応・トラブル対応のマニュアルを整備し、責任者を配置している。
- ⑥ リフレッシュ休暇を導入し、1年目以外は全員7日間の連続した休暇が取得可能。(1年目は5日間取得)
- ⑦ 健康診断・ストレスチェックにより、心身の健康管理を実施
- ⑧ 年間休日が115日あり、プライベートの時間確保が取りやすい職場環境

3、その他

- ① 介護サービス情報公表制度の活用
- ② 勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入
- ③ 非正規職員から正規職員への転換促進
- ④ 中途採用者に対しての指導員体制、人事制度導入
- ⑤ 地域住民によるボランティア活動の受け入れ
- ⑥ 地域住民を対象とした健康教室の開催

2023年4月現在